

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年6月27日(2019.6.27)

【公表番号】特表2018-517787(P2018-517787A)

【公表日】平成30年7月5日(2018.7.5)

【年通号数】公開・登録公報2018-025

【出願番号】特願2018-518567(P2018-518567)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/185	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	33/06	(2006.01)
A 6 1 P	17/10	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	8/19	(2006.01)
A 6 1 K	8/44	(2006.01)
A 2 3 L	33/175	(2016.01)
A 2 3 L	33/16	(2016.01)

【F I】

A 6 1 K	31/185	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	33/06	
A 6 1 P	17/10	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	8/19	
A 6 1 K	8/44	
A 2 3 L	33/175	
A 2 3 L	33/16	

【手続補正書】

【提出日】令和1年5月24日(2019.5.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ざ瘡状態を治療および／または予防するための組み合わせ剤であって、

前記組み合わせ剤は、経口剤形において有効量のタウリンおよび有効量のマグネシウムを含み、

前記有効量のタウリンおよび前記有効量のマグネシウムの組み合わせがざ瘡状態を治療および／または予防するために十分な量であり、

前記タウリンの有効量が単位用量あたり500～3000mgの範囲内であり、

前記マグネシウムの有効量が単位用量あたり25～500mgの範囲内である、

前記組み合わせ剤。

【請求項2】

前記有効量のタウリンおよび前記有効量のマグネシウムが、单一の経口栄養補助剤によって提供される、請求項1に記載の組み合わせ剤。

【請求項3】

前記单一の経口栄養補助剤が、カプセル剤、錠剤または単位用量の散剤である、請求項2に記載の組み合わせ剤。

【請求項4】

薬剤的に許容できる担体をさらに含む、請求項1～3のいずれか一項に記載の組み合わせ剤。

【請求項5】

ビタミンD、ビタミンA、亜鉛、コリン、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンB3、ビタミンB5、ビタミンC、ビタミンE、ビタミンK、葉酸、カルシウム、鉄、リン(Phosphorous)、ヨウ素、カリウム、セレン、マンガン、銅、イノシトール、3脂肪酸、リコピン、ルテイン、およびゼアキサンチンからなる群から選択される1つまたは複数の微量栄養素をさらに含む、請求項1～4の何れか一項に記載の組み合わせ剤。

【請求項6】

前記有効量のタウリンおよび前記有効量のマグネシウムが、別々の経口栄養補助剤によって提供される、請求項1～5のいずれか一項に記載の組み合わせ剤。

【請求項7】

前記別々の経口栄養補助剤が、カプセル剤、錠剤または単位用量の散剤である、請求項6に記載の組み合わせ剤。

【請求項8】

ざ瘡状態の治療および／または予防を必要とする対象におけるざ瘡状態を治療および／または予防するための組み合わせ剤を製造するための、有効量のタウリンおよび有効量のマグネシウムの使用であって、前記組み合わせ剤によって、経口投与により、同時にまたは連続的に有効量のタウリンおよび有効量のマグネシウムが対象に投与され、前記有効量がざ瘡状態を治療および／または予防するのに組み合わせにおいて十分な量であり、

前記タウリンの有効量が1日あたり500～6000mgの範囲内であり、

前記マグネシウムの有効量が1日あたり50～500mgの範囲内である、

前記使用。

【請求項9】

前記経口投与が、カプセル剤、錠剤または単位用量の散剤から選択される形態であり、前記タウリンおよびマグネシウムを同時に投与される、請求項8に記載の使用。

【請求項10】

前記治療および／または予防が、ざ瘡状態の軽症例においてはより少ない用量のタウリン、マグネシウム、またはそれらの両方が投与され、ざ瘡状態の重症例においてはより多くの用量のタウリン、マグネシウム、またはそれらの両方が投与されるように、ざ瘡状態の重症度を評価し、投与される前記組み合わせ剤の用量を変更することをさらに含む、請求項8または9に記載の使用。

【請求項11】

前記用量が一回の一日量または複数回の一日量である、請求項10に記載の使用。

【請求項12】

前記組み合わせ剤が、ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンB3、ビタミンB5、ビタミンB6、ビタミンB12、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK、葉酸、ビオチン、カルシウム、鉄、リン(Phosphorous)、ヨウ素、カリウム、亜鉛、セレン、マンガン、銅、コリン、イノシトール、3脂肪酸、リコピン、ルテインおよびゼアキサンチンからなる群から選択される1つまたは複数の微量栄養素をさらに含む、請求項8～11のいずれか一項に記載の使用。

【請求項13】

前記有効量のタウリンおよび前記有効量のマグネシウムが、別々の経口栄養補助剤によって投与される、請求項8に記載の使用。

【請求項14】

前記別々の経口栄養補助剤が、カプセル剤、錠剤または散剤である、請求項13に記載の使用。

**【請求項 15】**

ざ瘡状態を治療および／または予防するための組み合わせ剤であって、

前記組み合わせ剤は局所用ゲル剤または局所用クリーム剤に有効量のタウリンおよび有効量のマグネシウムを含み、

前記有効量のタウリンおよび前記有効量のマグネシウムがざ瘡状態を治療および／または予防するために組み合わせにおいて十分な量であり、

前記有効量のタウリンが茶匙半分のゲル剤またはクリーム剤あたり 200～2000 mg の範囲内であり、

前記有効量のマグネシウムが茶匙半分のゲル剤またはクリーム剤あたり 40～400 mg の範囲内である、前記組み合わせ剤。

**【請求項 16】**

薬学的に許容できる担体をさらに含む、請求項 15 に記載の組み合わせ剤。

**【請求項 17】**

前記組み合わせ剤が、ビタミン D、ビタミン A、亜鉛、コリン、ビタミン B1、ビタミン B2、ビタミン B3、ビタミン B5、ビタミン C、ビタミン E、ビタミン K、葉酸、カルシウム、鉄、リン (Phosphorous)、ヨウ素、カリウム、セレン、マンガン、銅、イノシトール、3 脂肪酸、リコピン、ルテイン、およびゼアキサンチンからなる群から選択される 1 つまたは複数の微量栄養素をさらに含む、請求項 15 または 16 に記載の組み合わせ剤。

**【請求項 18】**

ざ瘡状態の治療および／または予防を必要とする対象におけるざ瘡状態を治療および／または予防するための組み合わせ剤を製造するための、有効量のタウリンおよび有効量のマグネシウムの使用であって、前記組み合わせ剤は、有効量のタウリンおよび有効量のマグネシウムを局所に投与され、

前記有効量は、ざ瘡状態を治療および／または予防するために組み合わせにおいて十分な量であり、

前記有効量のタウリンが 1 日あたり 400～4000 mg の範囲内であり、

前記有効量のマグネシウムが 1 日あたり 25～500 mg の範囲内である、前記使用。

**【請求項 19】**

前記治療および／または予防が、ざ瘡状態の軽症例においてはより少ない用量のタウリン、マグネシウム、またはそれらの両方が投与され、ざ瘡状態の重症例においてはより多くの用量のタウリン、マグネシウム、またはそれらの両方が投与されるように、ざ瘡状態の重症度を評価し、投与される前記組み合わせ剤の用量を変更することをさらに含む、請求項 18 に記載の使用。

**【請求項 20】**

ビタミン A、ビタミン B1、ビタミン B2、ビタミン B3、ビタミン B5、ビタミン B6、ビタミン B12、ビタミン C、ビタミン D、ビタミン E、ビタミン K、葉酸、ビオチン、カルシウム、鉄、リン (Phosphorous)、ヨウ素、カリウム、亜鉛、セレン、マンガン、銅、コリン、イノシトール、3 脂肪酸、リコピン、ルテインおよびゼアキサンチンからなる群から選択される 1 つまたは複数の微量栄養素を含む、請求項 18 または 19 に記載の使用。

**【請求項 21】**

ざ瘡状態の治療および／または予防を必要とする対象における、ざ瘡状態を治療および／または予防するための組み合わせ剤を製造するための有効量のタウリンおよび有効量のマグネシウムの使用であって、前記組み合わせ剤が、

前記対象に有効量のタウリンおよび有効量のマグネシウムを同時にまたは連続的に経口投与され、前記有効量は、ざ瘡状態を治療および／または予防するために組み合わせにおいて十分な量であり、前記タウリンの有効量が 1 日あたり 500～6000 mg の範囲内であり、前記マグネシウムの有効量が 1 日あたり 50～500 mg の範囲内である使用、および

前記対象に有効量のタウリンおよび有効量のマグネシウムを同時にまたは連続的に局所投与することを含み、前記有効量は、ざ瘡状態を治療および／または予防するために組み合わせにおいて十分な量であり、前記タウリンの有効量が1日あたり400～4000mgの範囲内であり、前記マグネシウムの有効量が1日あたり25～500mgの範囲内である使用、

を含む前記使用。